

今年から更新手続きが必要ですよ

福祉医療費助成制度と受給券の更新

本市では、医療機関を受診する際、自己負担金の一部を助成する「福祉医療費助成制度」があります。助成を受けるには申請が必要となりますので、受給要件（左表）に該当すると思われる人は、お問い合わせください。

8月から新しい受給券に更新

現在お持ちの受給券の有効期限は7月末日です。8月以降にご使用いただく受給券を受け取るには、5月中旬に郵送した申請書の提出が必要です。申請書を提出されなかったり、一定以上の所得があるなどによ

区分	対象者（受給要件）	所得要件
乳幼児	0歳から小学校就学前のお子さん	なし
子ども医療	小学1年生から小学6年生までのお子さん	なし
心身障害者	身体障害者手帳1～4級、または療育手帳A・Bをお持ちの人	あり
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの人	あり
母子家庭 父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の児童とその母・父など	あり
65～74歳老人 （低所得）	本人・配偶者・扶養義務者がともに市民税非課税の人	あり
ひとり暮らし 寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65歳未満の人	あり
ひとり暮らし 高齢寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65～74歳までの人	あり

り受給要件に該当しない人には、交付されません。
また、小学校就学前までのお子さんの受給券（「乳幼児」の記載があるもの）は10月に更新します。
※小学校6年生までのお子さんの受給券（「子ども医療費受給券」と記載があるもの）は、6年生になった年度の3月末日まで有効ですので更新はありません。

申請保険年金課
☎0748-24-5631
ℙ0501580115631

みなさんの力の結晶を表彰します

共に考え共に創る

わがまち協働大賞！



「協働」によるまちづくりを進めるため、市内で実施された多様な主体によるプロジェクト、活動、制度などの取り組み事例を募集し、優良な事例については「協働大賞」などの表彰を行います。

応募要件

次のすべての要件を満たす団体および個人が活動している事業
・これまでに実施した事業または現在実施している事業
・地域の課題解決を目的とした事業
・市内の取り組みで市民と市民、市民と行政などの公益的な協働事例。
・宗教・政治活動を主な目的とする団体が行う事業や、公序良俗に反する団体が行う事業でないこと

募集期間

7月3日(金)～9月4日(金)
午後5時まで

申込方法

所定の申込用紙（市ホームページからダウンロード可）に事業概要がわかるもの（チラシ・企画書など）を添えて提出してください。

「協働」ってなに？

「市民と行政または市民と市民が社会的な課題を解決するため目標を共有し、お互いの特性を生かして役割分担と責任を明確にしたうえで、対等な立場で連携協力して活動すること」です。お互いに力やスキルを提供し合うことで相乗効果が発揮できます。

なぜ「協働」が必要なの？

市内には子どもからお年寄り、外国人の人や障害のある人などいろいろな人が暮らしています。社会が変化する中で、様々な解決すべき課題がありますが、行政だけでは対応が難しくなっています。単独では解決できない社会的な課題に対して、NPO法人やボランティア団体、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体や事業者が行政とともに力を合わせて解決していくことが大切です。

申請NPO法人まちづくりネットワーク東近江
☎0748-24-5571
☎0748-24-10752
FAX 0748-24-10752

新しい被保険者証をご確認ください

「後期高齢者医療被保険者証」を7月中旬に郵送します

8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」（びわ色）を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

ご注意ください

現在お持ちの被保険者証（うぐいす色）は、8月1日以降は使えません。お持ちの被保険者証の有効期限をお確かめください。

平成27年度後期高齢者医療保険料の通知書を7月中旬に郵送します

平成27年度の保険料は、平成26年中の所得に基づき計算しています。

- ・「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。
- ・「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

☎0748-24-5631 ℙ050-5801-5631

直売所をめぐってスタンプを集めよう

東近江地域の農産物直売所スタンプラリー

地産地消の推進を目的に、多くの人に直売所を利用いただき地域の安全安心な農産物を知っていただくため、東近江地域2市2町の農産物直売所17か所が連携し、7月18日からスタンプラリーを実施します。各直売所設置のスタンプを6か所以上集めてご応募いただくと、抽選で直売所商品詰め合わせセット（3000円相当分）を50人にプレゼントします。

◆市内の対象直売所（8か所）
八日市やさい村、万葉の郷ぬかつか、湖東味咲館、永源寺ふるさと市場、あいつ直売館、旬菜館さくら、ごきげん館、JA東能登川直売所「菜々笑」
☎0748-23-0859
☎0748-23-0859

ルールを決めて正しく使おう

スマートフォン・携帯電話など学ぼう正しい使い方！ わが家のルール！

教育委員会では、PTAや青少年育成市民会議など各種団体と連携して、小中学生のスマートフォンや携帯電話の使用について考える取り組みを始めました。

◆児童・生徒のみなさんは次のことを守りましょう

- ①おそくとも小学生は夜9時、中学生は夜10時以降にスマートフォンや携帯電話などは使いません。
- ②ラインやメールを使う時、個人情報（名前や写真、学校名など）や他人の悪口は書き込みません。
- ③分からないことや困ったことがおきたら、すぐに大人に相談します。

◆保護者のみなさんへお願い

子どもたちを有害サイトから守るフィルタリングの設定や子どものスマートフォン・携帯電話などの使用状況の確認をお願いします。また、使用についてのルールを家庭で話し合しましょう。

☎0748-24-5671 ℙ050-5801-5671

1年間よろしくお願ひします

人権のまちづくり協議会 会長に増田さん

5月23日(土)に平成27年度東近江市人権のまちづくり協議会総会が開催され、役員が次のとおり決定されました。（敬称略）

会長 増田信夫（湖東）
副会長 久田幸子（永源寺）
木田行男（市辺）
各地区人権のまちづくり協議会会長
久保善久（平田）、奥野茂治（玉緒）、山田幸平（御園）、込山昇司（建部）、

石戸健一（中野）、市田務（八日市）、灰谷光夫（南部）、坪田寿一（五箇荘）、澤田康弘（愛東）、山本均（能登川）、岡崎嘉一（蒲生）
※カッコ内は地区名

部会長
学社人権部会 福原弘子
企業・事業所部会 高田仁
人権擁護部会 奥井和義
女性活動部会 村田利子
人権のまちづくり部会 坪田寿一
☎0748-24-5672
ℙ0501580115672

① 将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得要件など一定の要件があり、申請して承認を受けることが必要です。

平成27年7月から平成28年6月分の免除・猶予申請は、本年7月から手続きをしていただけます。
また、法律の改正により、平成26年4月からは、申請日の2年1か月前までさかのぼって手続きできるようになりました。

■ 保険料の納付免除
本人や配偶者、世帯主の前年所得

が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

なお、一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

■ 若年者の納付猶予

30歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

■ 学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

■ 問 保険年金課
〒0748-2415631
☎ 0501580115631
または各支所

① 明るい社会を築こう

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。強調月間の7月は、「愛の袋」募金活動や街頭啓発、青少年育成支援などを展開します。昨年は2,292,053円の温かい善意をお寄せいただきました。



今年もみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

■ 問 社会福祉課
☎ 0748-24-5644
☎ 050-5801-5644

① 大正時代にタイムスリップ

「はいからさん」を募集します

近江商人のまち「五個荘」の歴史あふれる街並みを大正時代にタイムスリップして袴姿で歩きませんか？事前にお申し込みのうえ、ご参加ください。（※和装で袴を着用していただくことが条件です。）参加者には抽選で豪華景品をプレゼントします。また、着物交換会も同日開催します。

■ 場 五個荘金堂地区一体（重要伝統的建造物群保存地区）
■ ※申し込み、詳細は東近江市商工会ホームページをご覧ください。（はいから五個荘）で検索）
■ 問 東近江市商工会五個荘支部
☎ 0748-4814866
☎ 0501580114866



① 申請を受付中です

子育て世帯臨時特例給付金

◆ 支給額
児童手当の受給対象児童一人につき3,000円
※平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者に支給します。

◆ 申請手続きについて
児童手当「現況届」と統一様式による同時申請になります。「現況届」を提出すれば給付金の申請も完了したことになります。公務員は、各所属庁から申請書などが配付されます。

◆ 注意事項
*申請後に審査を行い、支給の可否を通知します。
*給付金の振込日は支給決定通知書でお知らせしますが、10月以降になります。（申請時期によって異なることがあります。）

※所得の低い人を対象に支給される「臨時福祉給付金」の申請手続きについては、詳細が決まり次第、広報ひがしおうみや市ホームページなどでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

■ 問 臨時給付金事業対策室
☎ 0748-24-5575 ☎ 050-5801-0904

① 平成27年は国勢調査の年です

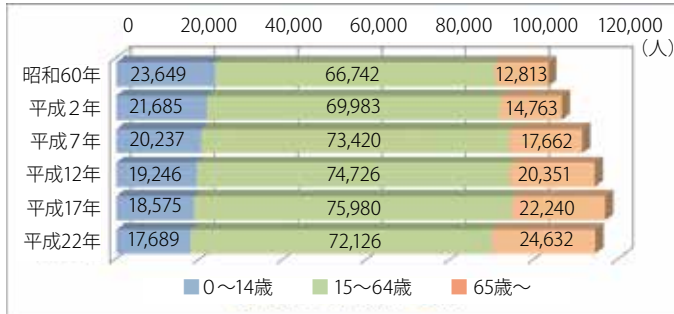
国勢調査は日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査です

調査期日：平成27年10月1日現在で実施します
調査対象：日本国内にふだん住んでいるすべての人および世帯
調査方法：今回からインターネットで回答ができるようになりました。紙の調査票はインターネットで回答されなかった世帯にのみ配布します。



国勢調査はどんなことに役立っているのかな？

- <行政における利用>
医療・福祉、産業振興、雇用対策、高齢者福祉、子育て支援、防災計画など、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。
- <学術研究での利用>
将来人口・世帯数の推計、生命表の作成など
- <民間企業での利用>
商品開発やサービスの需要予測など



▲国勢調査による本市の年齢別人口の推移（※合併以前は旧市町分を合算しています。）

東近江市でも少子高齢化が進み人口減少が始まっているんだね。何とかしなきゃ!



■ 企画課 ☎ 0748-24-5610 ☎ 050-5801-5610

① 住まいの安全確認を

木造住宅の耐震診断 無料で実施します

木造住宅耐震診断員（建築士）による無料の耐震診断を実施しています。

- ◆ 対象建築物（次の要件を満たす建物）
- ① 市内にある建物
 - ② 昭和56年5月31日以前に着工している建物
 - ③ 延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供されている建物
 - ④ 2階以下で延べ面積が300㎡以下の建物
 - ⑤ 木造軸組工法（在来工法）で造られている建物
- 問 30戸（申し込み先着順）
■ 問 建築時期の分かる書類（建築確認済証、登記済証、固定資産税課税明細書など）の写しを添えて、11月30日(月)までに申し込んでください。
■ 問 建築指導課
☎ 0748-24-5656 ☎ 050-5801-5656

① 地域における支えあいの仕組みづくり

地域福祉計画策定委員会 委員を募集します

地域福祉計画を策定するにあたり、市民のみなさんの声を反映するため、計画作りの中心となる「地域福祉計画策定委員会委員」2人を募集します。

■ 応募資格

- ① 地域福祉計画の策定に関心があり、次のすべての要件に該当する人
 - ② 市内在住の20歳以上の人（平成27年10月1日現在）
 - ③ 国もしくは地方公共団体の議員または本市の常勤職員でない人
 - ④ 平日開催の委員会に出席できる人
- （※委員会は平成27年10月から平成

29年3月までに6回程度開催予定）

■ 応募方法

健康福祉政策課で配付または市ホームページに掲載の応募申込書に必要事項を記入のうえ、「地域の福祉課題と、その解決のために地域で必要なこと」をテーマにした作文（400字以上800字以内）を添えて健康福祉政策課へ持参または郵送してください。

■ 応募期限

■ 問 7月31日(金)午後5時15分まで（健康福祉政策課必着、当日消印有効）
■ 問 健康福祉政策課
☎ 0748-2415512
☎ 0501580110945